

認可保育所 一時保育のご案内

実施施設一覧は別紙または青葉区ウェブサイトをご参照ください



(サイトはこちら)

一時保育とは、保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり(保育)する制度です。



対象児童と種類について

認可保育所等(横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業(給付対象)、家庭的保育事業及び認定こども園の保育所部分も含む)に在籍していない未就学児童が対象です。

※横浜市民以外の利用については、直接施設にお問い合わせください。

| 種類 | 利用要件 | 利用上限 |
|----------|--|---------------------------|
| 非定型的保育 | 保護者等の就労、職業訓練や就学等により、家庭でのお子さまの保育が断続的に困難なとき | 児童一人あたり 120時間/月 |
| 緊急保育 | 保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、家庭でのお子さまの保育が緊急一時的に困難なとき | |
| リフレッシュ保育 | 育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するために、お子さまの保育を必要とするとき | |

利用申し込みについて

各施設へ直接お申込みください。利用にあたっては、利用申込書のほか、必要に応じて他の書類をご提出いただく場合があります。また、施設によって事前に登録が必要な場合があります。施設ごとに受入定員がありますので、利用したい日が決まっている場合や定期的に利用したい場合は、お早めに施設へお問い合わせください。

利用料について

保護者が横浜市民の児童の利用料は、右のとおり上限額を設定しています。ただし、金額の設定は施設によって異なります。

また、実費・キャンセル料・一時保育事業実施時間外の料金などは各施設で定めているため、施設へお問い合わせください。

利用料は、お子さまをお預けになるときに、施設へ直接お支払いください。

| 上限額 | 1時間あたり | 1日あたり |
|--------|--------|--------|
| 0~2歳児 | 300円 | 2,400円 |
| 3~5歳児 | 160円 | 1,300円 |
| 給食・おやつ | - | 計500円 |

※時間外料金は、上限の対象外です。

利用料の減免について

保護者が横浜市民の場合、利用料(給食・おやつ代を除く)の減額制度があります。

| 減免対象 | 減免率 | 必要書類の例(写し可・いずれか一つをご提出ください) |
|-----------------------|-------|---|
| 被保護世帯 | 全額減免 | ○保護証明書 ○保護(開始)決定通知書 ○生活保護費支給証 ○休日・夜間等診療依頼証 |
| 市民税非課税世帯 | 全額減免 | ○税額控除が記載された市民税・県民税(非)課税証明書(世帯全員分) |
| 市民税所得割額が計77,101円未満の世帯 | 2/3減免 | |
| ひとり親世帯 | 全額減免 | ○児童扶養手当証書 ○福祉医療証(ひとり親医療証) |
| 多胎児(緊急・リフレッシュ利用のみ) | 全額減免 | ○母子手帳(出生届出済証明の箇所) ○住民票等 |

上記減免は、里帰り出産や海外からの一時的な帰国、及び必要書類の提出ができない場合は対象外となります。

なお、一時保育も、幼児教育・保育無償化の対象になります。詳細については、裏面をご覧ください。

その他注意事項

- ・保育が可能な時間は、施設により異なります。『一時保育実施施設一覧』でご確認ください。
- ・施設では送迎を行いません。保護者の方が責任をもって、お子さまの送迎をお願いいたします。
- ・市立保育所については、対象児童や利用料等、制度が一部異なります。詳しくは以下のページをご覧ください。

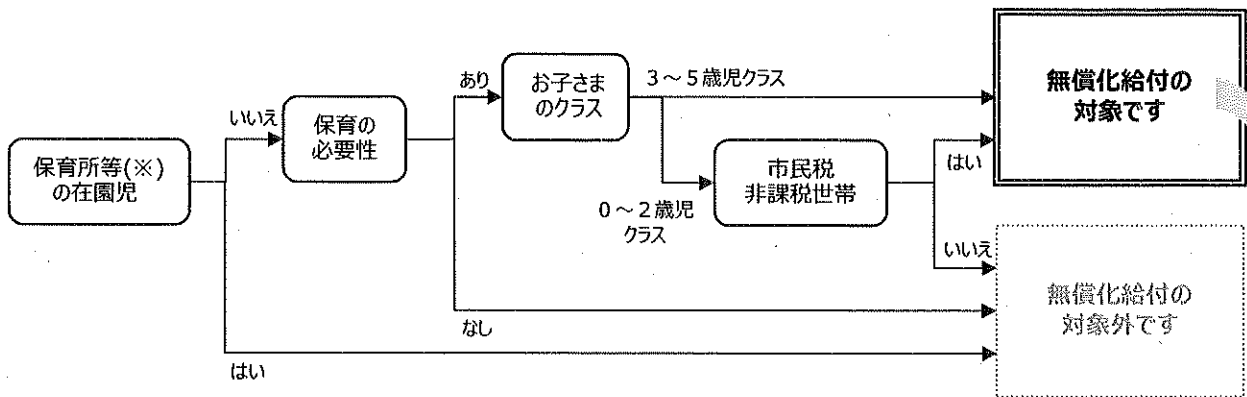
<市立保育園の一時保育>

https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/kosodate_kyoiku/hoiku/ichiritsuichiji.html



無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。一時保育、乳幼児一時預かり事業、休日一時保育をご利用になる方についても無償化の対象となる場合があります。



※ 認可保育所等、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業、企業主導型保育事業（従業員枠）

無償化対象の方は、3歳児から5歳児クラスの子どもの利用料が月額37,000円まで無償化になります。

対象となる場合、無償化の給付を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。また、横浜市に対して施設等利用費の請求をする必要があります。

各手続きの詳細については、横浜市のウェブサイトをご確認いただくか、無償化専用ダイヤルまでお問い合わせください。


| | | |
|--|---|--|
| <p><幼児教育・保育の無償化> https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html</p> |  | <p>☎無償化専用ダイヤル 電話：045-840-6064 FAX：045-840-1132</p> |
| <p><施設等利用費の請求方法（保護者向け）> https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/sisetutouriyouhi.html</p> |  | <p>開設時間：午前8時から午後8時まで （土日祝日も含む） （12月28日から1月3日は除く）</p> |

その他サービスについて

- 乳幼児一時預かり事業


用事を済ませたい、少しだけフレッシュしたい、急に仕事が入った…など、誰かの手を借りて子どもを見てもらうことが必要なとき、理由を問わずおさまをお預かりします。
 原則、横浜市一時預かりWEB予約システムで面談申込を行ったうえで、施設に来所・見学・面談をする必要があります。詳細は横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<乳幼児一時預かり事業>
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/azukari/nyuyoji-ichiji/nyuyoji-ichiji.html>


- 休日保育・休日の一時保育


お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でおさまの保育ができないとき、おさまをお預かりできる場合があります。
 対象児童、実施施設等の詳細は横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<休日保育・休日の一時保育のご案内>
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/kyuuujitsu.html>


- はじめてのおあずかり券

市内の一時預かり施設を無料で体験できる電子クーポンを、対象世帯に配付しています。原則、横浜市一時預かりWEB予約システム上で配布・ご利用いただけます。対象児童、配布方法等の詳細は横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<はじめてのおあずかり券>
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/azukari/hajimetenoazukari.html>



作成：青葉区役所こども家庭支援課 保育担当
 電話：045-978-2428（平日 午前8時45分から午後5時まで）